

『国連研究』第23号 原稿募集

編集委員会

日本国際連合学会会員の皆さま

『国連研究』第23号（2022年6月刊行予定）の原稿を下記の要領で募集いたします。
奮ってご応募ください。

I. 募集する原稿：①特集論文、②独立論文、③政策レビュー、④書評論文、⑤書評

① 特集論文

第23号のテーマ：「人権と国連」（仮）

（趣旨説明）

今や国際社会を構成するすべての行為主体（アクター）が人権問題に関して責任を持つべきステークホルダー（利害関係者）であり、国家に限らず、市民社会も人権抑圧や人権の保護に関する啓蒙活動、条約や宣言の起草への関与、人権状況、国家の動向への監視活動、国連や人権機関との連携を積極的に行っています。経済活動を展開する企業にとっても人権への配慮は欠かせません。このように、企業やNGO、地方自治体など多種多様なアクターによる人権への関与が実質的になったことで、人権に関するさまざまな規範も作られるようになり、規範の実行性を確保するための体制も徐々に作られてきています。

設立当初から人権と基本的自由の尊重を組織の目的に掲げ、人権を中心とする法体系や制度作りなど国際的な人権保障体制を進めてきたのは国連です。国連を中心とした人権規範の形成と普及、国連人権理事会の設立や国連人権問題調整官の活動などを通じて人権の理念は追求され、その崇高な理念は多くの人びとの人権状況の改善につながってきました。人権を保障するための各国内の法律や制度の整備と法の支配の強化にも貢献してきたと言えます。しかしながら、依然として、人種差別、女性や子どもに対する差別、性的マイノリティ、先住民族、障害者などに対する差別はなくなっておらず、むしろ、ミャンマーや中国などでみられるように、人権は国際社会を分断しかねない重大な争点になっています。

国際社会が直面する人権侵害を解決するために国連は何かができるのか、また、その解決のためにはどのようなアクターといかに連携したらよいのか、課題は何かなど——本号はこれらについて検討する号にしたいと思います。

国連をはじめとする国際機構の役割について、国際法、国際政治、公共政策、また歴史的視点などからのご論考はもちろんのこと、実務に携わる方々からの現場の声もぜひ届けていただきたいと思います。

② 独立論文

特集テーマにかかわらない書下ろしの論考を受け付けています。

③ 政策レビュー

『国連研究』では、実務家の方々等による現場の目を通した論考も掲載しています。国連における、また国連に対する政策レビューや提言などをお寄せください。

④ 書評論文

国連研究ならびに広く国際関係研究に貢献をしたと評価できる関連する複数の編著書（和文・欧文）を紹介・批評し、議論を展開する論考です。

⑤ 書評

一冊の編著書（和文・欧文）が国連研究ならびに広く国際関係研究にどのような貢献をしたかについて紹介・批評するものです。原則として過去2年以内に出版された学術書を対象とします。

II. 応募方法

各種論文を投稿する際には、まず、タイトルと趣旨（800字程度）を下記のアドレスまでメールでお送りください。また、書評執筆の申し込みまたは書評対象候補の推薦についてもメールにてお知らせください。

法政大学 本多美樹（『国連研究』編集主任）
E-mail: mikih@m8.dion.ne.jp

III. 原稿掲載までのプロセス

各種論文の応募タイトルと趣旨、また、書評に関する執筆申し込みと書評対象書の推薦をメールにて編集委員会にご提出ください。検討のうえ、編集委員会が執筆の可否を決定いたします。「執筆可」の場合には、『国連研究』執筆要領に沿って原稿をご執筆いただき、締め切り日までに完成原稿を提出していただきます。投稿された原稿は、編集委員会が依頼する二名による査読を経て、編集委員会が最終的な「掲載の可否」を決定いたします。なお、審査対象となる原稿は、①特集論文、②独立論文、③政策レビュー、④書評論文の4種類です。書評は査読の対象外ですが、書評を含むすべての原稿に対して、修正や題目の変更など原稿の内容にわたる改訂を求める場合があります。また、編集委員会の判断により、ご希望のセクションとは異なるセクションでの掲載の可能性があります。

IV. 各種応募ならびに完成原稿の提出の締め切り日

- ・各種論文の応募（タイトルおよび趣旨）：2021年8月2日（月）
- ・書評の執筆申し込みと対象文献の推薦：2021年8月2日（月）
- ・完成原稿の提出：2021年11月20日（土）

V. 執筆要領・編集要領について

執筆要領ならびに編集要領は、学会ホームページに掲載されておりますのでご確認ください。